

## ふるさと納税払い チョイスPay使用規約

「ふるさと納税払い チョイスPay使用規約」（以下「本規約」といいます。）は、淡路市（以下「発行者」といいます。）が、淡路市夢と未来へのふるさと寄附金（以下「寄附金」といいます。）の謝礼品として寄附者に対して発行するふるさと納税払い チョイスPayの使用に当たり、使用者の遵守事項並びに発行者及び使用者の権利義務に関する事項を定めるものです。ふるさと納税払い チョイスPayを利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

### 第1条（定義）

本規約において使用する次の用語は、それぞれ次に定める意味を有するものとします。

- (1) 「加盟店」とは、発行者から指定を受け、使用者との間で自己が指定した対象商品等についてふるさと納税払い チョイスPay使用取引を行う個人又は法人をいいます。
- (2) 「使用者」とは、本規約の内容に同意の上、ふるさと納税払い チョイスPayを使用する個人又は法人をいいます。
- (3) 「ふるさと納税払い チョイスPay」とは、発行者が、寄附金の謝礼品として株式会社トラストバンクが本QR決済システムを通じて寄附を行った使用者に発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、使用者が加盟店においてふるさと納税払い チョイスPay使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (4) 「対象商品等」とは、加盟店がふるさと納税払い チョイスPayの一定のポイント数と引換えに使用者に提供するものとして指定した商品又はサービスをいいます。
- (5) 「ふるさと納税払い チョイスPay使用取引」とは、使用者が、加盟店において、ふるさと納税払い チョイスPayのポイントと引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (6) 「本アプリ（加盟店）」とは、加盟店がふるさと納税払い チョイスPayによる決済又は同決済情報の確認を目的として加盟店の情報端末上において利用する株式会社トラストバンクが開発し加盟店に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (7) 「本アプリ（使用者）」とは、使用者がふるさと納税払い チョイスPayの発行を受け、又はこれをふるさと納税払い チョイスPay使用取引の決済に用いることを目的として使用者の情報端末上において利用する株式会社トラストバンクが開発し、使用者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (8) 「本QR決済システム」とは、株式会社トラストバンクが運営管理するふるさと納税払い チョイスPayの使用のためのQRコード決済用のシステムをいいます。

### 第2条（発行・使用）

- 1 ふるさと納税払い チョイスPayは、発行者に対する寄附金の謝礼品であり、使用者は、発行者への寄附手続を行うことによつてのみふるさと納税払い チョイスPayの発行を受けることができます。

- 2 発行者は、使用者がふるさと納税払い チョイスPayを謝礼品として指定して実施した寄附金の決済完了後、速やかにふるさと納税払い チョイスPayを発行します。
- 3 発行されたふるさと納税払い チョイスPayは、株式会社トラストバンクの提供するウェブサイト「ふるさとチョイス」のマイページ又はアプリケーション「ふるさとチョイスふるさと納税払い チョイスPayアプリ」(以下総称して「マイページ等」といいます。) 上に発行者が指定する方法により表示されます。
- 4 使用者は、次のいずれかの方法により、ふるさと納税払い チョイスPayを、加盟店との間のふるさと納税払い チョイスPay使用取引の決済に使用することができるものとします。
  - (1) 使用者が、本アプリ (使用者) 上に表示されるQRコードを加盟店に提示し、加盟店が、本アプリ (加盟店) を使用して当該QRコードを読み取り、当該決済において使用者が使用を希望するふるさと納税払い チョイスPayのポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本QR決済システム上自動的に減算される方法
  - (2) 使用者が、本アプリ (使用者) を使用して加盟店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済において使用者が使用を希望するふるさと納税払い チョイスPayのポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本QR決済システム上自動的に減算される方法
- 5 ふるさと納税払い チョイスPay使用取引において、ふるさと納税払い チョイスPayのポイントが不足した場合は、使用者は、不足分について第2項に規定する手続を行い、新たにふるさと納税払い チョイスPayを取得の上、使用する、又は不足分を現金払その他の方法で支払うことができます。なお、使用者は、マイページ等で、ふるさと納税払い チョイスPayのポイント使用状況を確認することができるものとします。
- 6 使用者は、事前にQRコード等をキャプチャした画像又は本アプリ (使用者) 若しくはそれに表示されるQRコードの複製物を提示する形でのふるさと納税払い チョイスPayの使用はできません。

### 第3条 (禁止事項)

- 1 使用者は、発行を受けたふるさと納税払い チョイスPayを複製し、改変し、公衆送信し、又は第三者に使用させ、若しくは貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
- 2 前項に規定するもののほか、ふるさと納税払い チョイスPayを不正に使用する行為 (他の使用者又は第三者に成りすます行為を含みますが、これに限られません。) その他発行者が不適切と判断する行為が使用者が行った場合又はその恐れがあると発行者が認めた場合は、発行者及び加盟店は、使用者によるふるさと納税払い チョイスPayの使用を認めない場合があります。

### 第4条 (期限)

ふるさと納税払い チョイスPayの使用期限は、発行者が別途定める場合を除き、使用者が最後に受領したふるさと納税払い チョイスPayの寄附決済完了日から起算して2年間とします。

### 第5条 (使用中止)

使用者は、ふるさと納税払い チョイスPayの使用の中止又は使用期間の終了を理由として

発行者に返金を求めることはできません。ただし、発行者の責めに帰すべき事由により、ふるさと納税払い チョイスPayの使用が長期間にわたり困難となる場合は、この限りではありません。

#### 第6条（ふるさと納税払い チョイスPay使用取引の取消し等）

- 1 使用者は、法令に基づき売買契約の取消し又は解除が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったふるさと納税払い チョイスPay使用取引を取り消し、又は解除することができないものとします。
- 2 ふるさと納税払い チョイスPay使用取引が取り消され、又は解除された場合は、当該ふるさと納税払い チョイスPay使用取引において使用されたふるさと納税払い チョイスPayのポイントは、マイページ等を通じて、加盟店又は発行者から使用者に返還されるものとします。

#### 第7条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、マイページ等発行者が適切であると判断するインターネット上のウェブサイト等において掲載することにより使用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、使用者がふるさと納税払い チョイスPayを使用した場合には、使用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

#### 第8条（権利義務の譲渡等）

使用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

#### 第9条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第10条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年10月22日 制定

2022年 9月 1日 改定